

令和8年度

委託訓練説明書

(非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練)

令和8年7月

長崎県雇用労働政策課

目 次

1 委託訓練の目的、種類及び内容	1
2 委託訓練コース及び訓練機関の選定方法.....	2
3 実施主体(委託元)	2
4 企画コンペ参加資格.....	3
5 訓練期間、訓練開始時期	6
6 訓練時間等	6
7 訓練コース設定に係る留意事項	7
8 修了要件	7
9 訓練機関の業務	7
10 訓練実施場所	8
11 委託訓練の受講対象者	8
12 訓練生の取扱い	9
13 受講継続支援等	9
14 委託費	11
15 計画コース数、定員数	11
16 提出書類、提出期限及び提出方法等	11
17 プレゼンテーションの実施	12
18 委託先訓練機関及び訓練コースの内定.....	13
19 委託契約の締結	13
20 その他.....	13

Ⅰ 委託訓練の目的、種類及び内容

委託訓練は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に基づき、専修学校、各種学校、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等（以下「訓練機関」という。）に委託して行う職業訓練です。

DX等による急速な経済・社会環境の変化に対応するため、労働者の自律的かつ主体的な学び直しの支援が求められていますが、特に非正規雇用労働者は能力開発機会が限られ、時間・経済・情報面の制約も大きいことが現状です。

非正規雇用労働者が働きながら学びやすい職業訓練は、民間教育訓練機関等を活用し、働きながら柔軟に受講可能な職業訓練の仕組みの整備を図ることを目的として実施します。

本訓練の訓練内容は以下とします。

(1) 実施方法

訓練対象者が在職中の者であることを踏まえ、平日夜間や土日に訓練を実施するスクーリング形式の訓練コースの設定を基本とする。（訓練の一部をオンラインで実施する場合は、別紙Ⅰについて留意すること）

(2) 訓練コースの内容

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程の普通職業訓練として訓練を実施するものであって、長崎県内における人材ニーズが見込まれる分野とする。

なお、訓練コースは、多様な設定が可能であるが、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの

イ 概ね高等学校普通科の教育までで習得できる基礎的、入門的水準のもの

ウ その職業能力を習得したとしても現職若しくは現職と異なる職種での正社員化又は職業転換に結びつくことが期待し難いもの

エ 資格取得を目的としたもののうち、当該資格の社会的認知度が総じて低いもの、合格者数が相当程度少なく、かつ、総量規制がなされているもの、専ら公務員としての就職の要件となっているもの

オ 特別の法律に基づかない医療類似行為に係る能力習得を目的とし、訓練実施上、身体への接触が不可避なもの

カ その他現職若しくは現職と異なる職種での正社員化又は職業転換に必要な職業能力習得に資する訓練コース設定とするためには、委託訓練期間、委託費等の要件に明らかに当てはまらないものとなるもの

キ 船員職業安定法第6条第1項に規定する船員の養成に係るもの

(3) 訓練実施における留意事項

ア 適切な訓練目標、仕上がり像及び内容（カリキュラム）を設定するとともに、非正規雇用労働者の正社員化等キャリアアップの実現を目指す訓練を実施すること。

イ 適切な教材等を用意すること。

ウ 訓練生に対し、能力習得状況の確認と修了認定を適切に行うこと。

2 委託訓練コース及び訓練機関の選定方法

県内の求人・求職状況等に対応した職業訓練の提案を募り、審査の結果、優れている訓練機関と契約する公募型企画コンペ方式により訓練コース及び訓練機関を選定します。

3 実施主体（委託元）

委託訓練の実施主体は、長崎県とします。

4 企画コンペ参加資格

委託訓練は、訓練機関が長崎県に代わり公共職業訓練を実施するものであるため、委託先訓練機関は委託訓練を遂行する能力を有すると認められる者である必要があります。そのため、下記項目の全てを満たす者であることを企画コンペ参加資格とします。

(1) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助

人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者。

イ 次の①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

ウ 下記16に掲げる提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者。

エ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。

オ 下記16に掲げる提出期限の日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者。

カ 下記16に掲げる提出期限の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。

キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

ケ 委託訓練委託費に関して不正受給に係る処分を受けた者であって、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過していない者。

コ その他、公共職業訓練の委託先として明らかに適正を欠くと判断される者。

(2) 委託訓練を適切に運営できる組織体制、施設、設備等が整備されており、訓練の実施に加え訓練生の訓練受講、職業能力習得、就職等の状況把握及び報告を的確に実施できるものであること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

ア 訓練運営に当たって、施設、設備、訓練指導体制等の訓練全般に係る総括責任者1名を訓練実施施設ごとに配置できる体制が講じられていること。

イ 訓練生及び県からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務責任者を1名以上配置できる体制が講じられていること。

ウ その他、訓練に必要な設備、機器が整備されていること。

- (3) 委託訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師を配置できるものであること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

ア 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

ただし、上記に当てはまらない者であっても、担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者は講師として配置することを可能とする。

イ 講師は訓練内容が実技のものにあつては15人に1人以上、学科については概ね30人に1人以上を配置できること。

ウ 講師の都合等による休講は認められないこと。

- (4) 伴走支援者を配置し、訓練生の受講継続支援等の業務を適切に実施できる体制が整備されていること（業務内容の詳細については下記13参照）。

- (5) キャリアコンサルタント（国家資格）、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）（国家検定）又は職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者のいずれかを配置し、ジョブ・カードの作成支援及びジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価を実施できる体制が整備されていること。

- (6) 企画する訓練科目に類似する職業訓練の受託実績又は同様の事業を実施した実績があること。ただし、離島地区（五島市、対馬市、壱岐市、小値賀町及び新上五島町）で実施する訓練については、訓練実績の有無にかかわらず企画コンペに参加できるものとする。また、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の訓練については、訓練実績の有無は問わないが、それぞれ訓練の募集開始までに各研修を実施する上で必要な長崎県知事の指定を受けていること。

- (7) 事業所内に厚生労働省が実施している「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研

修」を、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が在籍していること。

なお、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン事業所認定」を取得している場合は、
訓練機関選定の際の加算要素とする。

(8) 原則として、本訓練の委託先公募に係る委託訓練説明会に参加した訓練機関であること。

5 訓練期間、訓練開始時期

- (1) 訓練期間は2～3か月、訓練開始時期は令和8年10月～令和9年1月とし、事前に長崎県と協議の上決定する。
- (2) 訓練終了日は、原則として訓練開始日に相当する日の前日（以下「対応日」という。対応日が土曜日、日曜日、祝日及び暦上ない場合はその前日）とするが、それにより難しい場合は、非対応日とする。
- (3) 訓練開始時期は、原則として上記(1)に記載の範囲において長崎県で決定する。
- (4) 訓練の開講状況、訓練生の応募状況によっては、長崎県との協議により、実施人数の調整を行うことがあるため、訓練を実施できる最大人数（最大実施人数）を提案書に記載すること。
- (5) 訓練生を募集した結果、定員に満たない場合であっても、訓練機関が委託訓練を受託できるとして提案された訓練実施人数（最小実施人数）を上回る場合は訓練を実施するものとし、それ以下の場合は、訓練機関と長崎県との協議により訓練実施の可否を決定する。

6 訓練時間等

- (1) 総訓練時間は108時間～162時間を標準とする。
- (2) 入校式、修了式及び受講継続支援を受ける時間数は、訓練時間数に含まない。

7 訓練コース設定に係る留意事項

- (1) 学科又は実技の訓練時間数は、1時間単位で積算すること。なお、訓練時間1時間単位の中に座学と実技の両方がある場合は、当該時間において主となるもので学科又は実技のどちらにあたるか判断すること。
- (2) (訓練の採択を受けた場合)訓練の実施に当たって、補講を行う必要が生じる場合は、事前に長崎県と協議すること。

8 修了要件

- (1) 訓練生が訓練設定時間を受講し、訓練終了後に訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合に修了させること。なお、所定の訓練以外に補講等を実施し、その結果、修了に値すると認められた場合にも、訓練を修了させることができる。
- (2) 訓練生が疾病その他やむを得ない事由により所定の訓練の一部を受けていない場合については、当該訓練生の訓練受講時間が、教科編成においてあらかじめ定められた学科及び実技の訓練設定時間のそれぞれ80%に相当する時間以上でかつ当該訓練生の保有する技能及びこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合、訓練を修了させることができる。

9 訓練機関の業務

委託訓練を受託した訓練機関は、職業訓練の実施に伴う業務として、次の業務を行うこと。

- ア 訓練説明会の開催、訓練生の募集及び広報、申込受付(募集に関するホームページの作成等含む)
- イ 訓練生の選考(書類選考、適性検査、面接試験等)、選考前面談
- ウ 訓練生の出欠席の管理及び指導等
- エ 訓練の指導記録の作成

オ 訓練生の住所、氏名等の変更に係る事務処理

カ 訓練生の中途退校に係る事務処理

キ 訓練生に対する受講継続勧奨及び学習支援（伴走支援）

ク 伴走支援体制の整備（伴走支援者の配置、キャリアコンサルタント等の配置、ジョブ・カードの作成支援及び報告、公共職業安定所による就職支援に係る情報提供等）

ケ 災害発生時の連絡

コ 訓練生ごとの出欠・能力習得状況、就職状況等の把握及び県への報告（毎月及び訓練終了後）

サ その他、長崎県が必要と認める事項

10 訓練実施場所

訓練機関が所有又は賃貸借している長崎県内の訓練施設とします。

11 委託訓練の受講対象者

以下のいずれにも該当する者を対象とします。

（ただし、応募しようとする訓練コース以外の訓練コースに応募中の者、受講中の者又は同一年度に厚生労働省が実施する本事業における他の訓練コースの受講を修了した者を除く）

（1）在職中の者であって、非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）又は処遇・待遇が非正規雇用労働者と同等であると認められる者

（2）現職若しくは現職と異なる職種での正社員化又は職業転換を目指している者（他社への再就職のみならず自社での正社員転換を含み、雇用保険適用となる転換であること。）

（3）訓練の受講修了まで継続して受講する意思が認められる者

（4）訓練の委託先機関から都道府県等及び厚生労働省への個人情報提供に同意した者

(5) 訓練効果に関する調査への協力に同意した者

12 訓練生の取扱い

(1) 受講料について

訓練生が負担する受講料は、5,000円（内税）とし、訓練機関が直接徴収すること。

以下の経費については、訓練生の負担とし、訓練生募集時に明記すること。

ア 訓練生本人に帰属するテキスト代（訓練に真に必要なものに限定し、低廉な額となるよう配慮すること）

イ 損害賠償責任に対する民間保険の保険料

(2) 損害賠償責任に対する保険について

訓練機関において、訓練実施中の事故発生に備え、訓練生の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を推奨する。

13 受講継続支援等

働きながら学ぶ状況下で訓練の効果を高めるため、訓練生の孤独感・不安感の払拭、途中離脱の防止及び将来のキャリア形成が必要であることから、委託先機関は次の(1)から(4)までの措置を講じることとします。

(1) 受講継続勧奨及び学習支援（伴走支援）の実施

訓練生の受講継続、訓練内容の適切な理解の促進等のための対面、Web会議システム、オンライン掲示板、ビジネスチャット、メール等による伴走支援を実施すること。

伴走支援については、訓練生からの訓練内容に係る問い合わせを受けて実施することに加え、訓練生の受講状況及び能力習得状況に課題がある者に対しては、委託先機関自らが能動的に実施すること。また、

確認テストの結果が不合格であった訓練生に対し、合格の基準に達するまでの支援を実施すること。

なお、伴走支援については、訓練生に連絡先・実施方法など必要事項を周知し、適切に実施できる環境を構築するとともに、伴走支援者が適時間い合わせに対応できる体制を確保するとともに、当該対応時間についてオリエンテーション等において周知すること。

(2) 伴走支援体制の整備

各訓練コースに1名以上伴走支援を実施する者（伴走支援者）を配置すること。なお、訓練の指導を担当する者が伴走支援者を兼ねることができる。

(3) ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング

委託先機関にキャリアコンサルタント（能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント）、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者（以下「キャリアコンサルタント等」という。）を配置し、当該キャリアコンサルタント等が「キャリア・プランシート（様式1-1）」、「職務経歴シート（様式2）」、「職業能力証明（免許・資格）シート（様式3-1）」、「職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート（様式3-2）」及び「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-4）」を活用したキャリアコンサルティングを実施すること。なお、様式については、能開法第15条の4第1項の規定に基づき定められる職務経歴等記録書の様式（平成30年厚生労働省告示第127号）を参照すること。

訓練機関は、原則として、訓練開始後1か月以内にキャリアコンサルティングを1回実施すること。訓練期間中においては、当該1回を含むキャリアコンサルティングを3回以上行うことが望ましいが、他2回の実施に当たっては、訓練生の意向等を踏まえつつ、効果的なキャリア形成支援となるよう適切な時期を選ぶこと。

(4) 公共職業安定所での就職支援等

キャリアコンサルティング等の場等において、公共職業安定所における就職支援を希望する者を把握した場合は、ハローワークインターネットサービス等による求職申込みを促すとともに、公共職業安定所での職業相談（オンライン職業相談を含む）の利用を案内するなど、希望者が公共職業安定所による就職支援を円滑

に利用することが可能となるような体制等をあらかじめ整備すること。また、就職支援を希望しない者に対しても、公共職業安定所による就職支援等に係る情報の提供等を行うこと。

14 委託費

委託費は、訓練機関の請求により、訓練終了後に支払われるものとします。

(1) 委託費単価

イ 修了者1人あたり単価を2,000円×総訓練時間(外税)

ロ 修了者以外の訓練受講者については、1人あたり単価を2,000円×受講時間(外税)

(2) 委託費

上記委託費単価で算定した金額から、訓練受講料収入を差し引いた金額

15 計画コース数、定員数

公募型企画コンペ方式により選定する本訓練の計画コース数は4コース、定員数は各15名とします。な

お、応募状況及び審査結果、予算の都合等により変動することがありますので、予めご了承ください。

16 提出書類、提出期限及び提出方法等

(1) 提出書類及び部数 別紙2に記載のとおり

(2) 提出期限 令和8年9月9日(水) 17時まで(期限厳守)

(3) 提出先

長崎県雇用労働政策課

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

TEL 095-895-2717

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便等、配達記録を証明できるもの。）とする。

※ 郵送の場合でも上記（2）の提出期限内必着とします。期限最終日は混雑する場合がありますので、

事前に長崎県雇用労働政策課へご連絡の上、持参してください。

(5) 提出に当たっての留意事項

ア 委託訓練提案書は、真に実施可能な訓練コース数を踏まえて提出すること。

イ 提出された書類は返還しない。

ウ 虚偽の記載をした企画コンペ参加申請書及び委託訓練提案書は無効とする。

エ 上記4に掲げる企画コンペ参加資格を満たさない者が提出した委託訓練提案書は無効とする。

オ 提出書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

カ 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

17 プレゼンテーションの実施

委託訓練提案書の内容等の審査に当たって、訓練機関から直接説明を受け、内容等を確認するため、必要に応じてプレゼンテーションを実施します。

日程等詳細は、委託訓練提案書を提出された訓練機関に対して別途お知らせいたしますが、予定は次のとおりです。

※ 応募状況等により日程を変更することがありますので、予めご了承ください。

実施日 令和8年9月16日（水）（予定）

開催方法 オンライン形式

18 委託先訓練機関及び訓練コースの内定

ご提案いただいた訓練内容等を審査した上で、原則として令和8年9月30日（水）までに委託先訓練機関及び訓練コースを選定し、選定結果は、委託訓練提案書提出者の全てに文書で通知することとしています。

なお、選定された委託訓練の内容等につきましては、県内の雇用情勢、求職者の動向等により、訓練実施時期、訓練定員等の変更、訓練科名及び訓練カリキュラムの一部変更を依頼する場合がありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

19 委託契約の締結

各訓練コースの合格者数の確定後に、長崎県雇用労働政策課に見積書を提出の上、契約となります。

20 その他

選定された訓練コースの訓練開始時期、訓練実施計画書等の提出、訓練実施に係る付帯業務等については、内定通知後に、長崎県雇用労働政策課からご連絡します。